

「働くこと」を教材とした人権教育の試み

—高等学校と大学の連携を通して—

社会学部社会学科准教授 古川 隆司

はじめに

高等学校と大学の連携や協力が様々な形で取り込まれるようになって久しい。このうち大学の学生募集についてはかなり早くから取り組まれ、近年は教育面でもさまざまな取り組みが進められるようになった。たとえば、大学教員による授業、高等学校向けの授業科目の開講などはもっとも一般的だろう。後者については近年、高等学校生徒の進学を前提とした大学科目の履修と入学後の単位認定も始まっている。しかし大学は、高等学校までの授業とは異なって、各科目の位置づけ、学習者のとらえ方・到達目標と授業技術などにおいて教員の認識や訓練が行き届いているとはいえず¹⁾、いわゆる「全入時代」にありながら教育内容の改善に四苦八苦しているといってもよいだろう。かような中で、補習的教育プログラム（リメディアル教育）の整備や授業の受け方に関するレクチャーの充実が強調され、高等学校までの教育と大学教育のギャップを埋める試みが他方で進められている。ここでは、これら学生募集や大学の教育改革に関する議論は扱わず、高等学校での人権教育に対する連携の実践報告を通して、教育内容に対する高等学校と大学の連携のあり方を考察する。

なお本稿で紹介する実践は、他教員とともに立案・実践されたもので、執筆者はその一員として参加した。このため本稿の内容は執筆者の視点にもとづいており、参加した教員の統一見解ならびに大学と高等学校の公式見解でないことをあらかじめ断っておく。

1. 位置づけと準備

(1) 関係

追手門学院一貫連携教育機構では、2014年度から各校・園に加え大学各学部・機構・部局との連携事業計画を策定した。この中で、追手門学院大学社会学部（以下、社会学部と略）と追手門学院高等学校（以下、追高と略）の連携事業として、追高における人権教育を行うこととなった。

これまで追高での人権教育は、追高の教員が学年ごとのプログラムを組んで全クラス一斉に行われてきた。プログラムとしては、1学期に事前学習を行い、レポートを夏休みの宿題として取り組

ませ、夏休み明けに生徒に提出させたレポートを踏まえて人権教育のプログラムを行い、事後学習としてレポートを書かせるというものであった（表1）。

表1 従来の人権教育のプログラム

	時期	内容・形式
事前学習	1学期	HR 等で実施、レポート作成
	2学期	HR 等で実施、VTR 視聴とレポート作成
人権教育	2学期	ビデオ視聴、講演の受講など
事後学習	2学期	HR 等で実施、レポート作成

※打合せメモをもとに筆者作成

当初、追高としては人権教育のプログラムを大学教員の講義（派遣・出張授業）として想定されていたが、事前から事後まで一貫した内容に意義があることを打合せで確認した。このため単発の講義ではなく、全体のテーマと内容を統一したプログラムへの協力ととられ、追高と社会学部の担当者で複数回の打合せを重ねて取り組むこととなった。なお担当者としては、社会学部が筆者のほか人権に関する科目を担当する上石社会学部教授と蘭社会学部教授、追高から下川原教諭と福田教諭が参加した。

まず人権教育の状況について追高側から説明を受け、今回取り上げるテーマを絞りこんだ。テーマを設定したうえで、授業計画のたたき台を筆者が準備、参加教員により意見交換と検討を重ねることとなった。

(2) 学習者観の検討

これまでの追高の人権教育は、在日外国人や同和問題など差別にかかわるテーマが取り上げられていた。しかし生徒の反応は乏しかったという。このため、大学側メンバーが大学の講義でとりあげているテーマを出しながら検討・意見交換を重ねた。たとえば、ハンセン病元患者、ホームレス、差別論などを検討したが、「テーマを身近に感じにくいのではないか」「他人事としてしか受け止めないのではないか」等の指摘があった。その原因として、以下のものがあると考えられた：

- ・テーマが「自分とは縁がない」という認識
- ・通学事情から雑誌を売るホームレスに出会う機会がない
- ・これまでの人権教育に対するマンネリ感を持っている

これは大学教員にとって、在学する生徒の家庭環境や通学圏・通学手段などが影響するほか、これまでの人権教育を生徒が必ずしも身近にとらえず、教員の提供する教材・テーマの適切さを考えなければならない必要性に気づく機会にあった。

以上の検討とともに、これまでの実践を踏まえて、追高としての人権教育に対する目標が以下のよう
に説明され、メンバーで共有した：

「生徒にとって身近に“人権”を考えられる機会とする」

(3) 教材観の検討とテーマ設定

打合せで意見交換を重ねる中人権教育に関わる教材について、メンバーそれぞれの認識に違いがあることがわかってきた。大学では、教員それぞれが専門で取り組んでいる内容を中心に人権問題を考えることが多い。たとえば筆者の場合、専門領域の社会福祉を中心に教材を選ぶため、講義で用いるテーマおよびビデオ等 AV 教材や新聞・雑誌の記事などが、自ずと人権の尊重を念頭に置いた社会的な援護を考えるための教材となる。また他の教員では、憲法で争われる訴訟事案にもとづく人権の学習であるとか、特定のテーマや当事者を中心に人権を考える教育プログラムを考え、実践していることになる。しかし高等学校では、誰もが知っている事柄をとりあげて人権を守るといことはどういうことかを学ばせようとする。このため、人権に関わる文脈があらかじめ定ま
っており、その中で学習内容を絞り込むのでポイントが明確である。両者を比べると、大学では教員の人権に対する認識にもとづいたテーマ設定と教材提示が行われるけれど、高等学校では人権の尊重を目的とした学習にみあう教材が用いられるといえるだろうか。

これらも踏まえてメンバーでの打合せを通し、生徒にとって身近に人権を感じ考えられるテーマを設定することが模索され、意見交換を重ねた結果、「誰もが経験する」こととして「働くこと」が選ばれた。そして、これをとりあげた授業実践を行っている筆者が素案を作成、たたき台とすることとなった²⁾。

(4) 教材研究

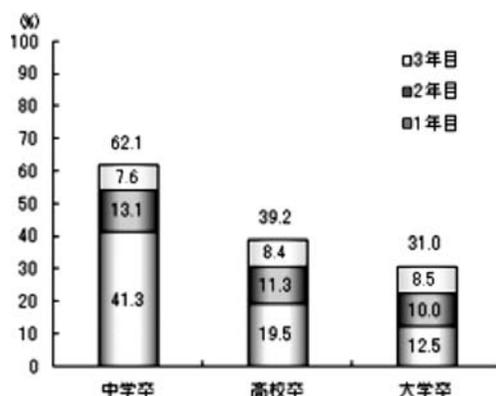
しかし、働くことをそのまま労働権のように教材にすることは生徒にとって身近とはいえない。このため、「働くこと」がどのような広がりを持つか、また人権を学ぶことへどうつながるか、それぞれの経験も含めて意見交換を重ねた。この中でメンバーからは、育児のため勤務時間を調整していることや、大学生のアルバイトがブラック企業であることなど、生徒が身近に体験する機会を念頭に意見が出された³⁾。

また、追高で取り組んでいる「将来を考える日」との関連も検討された。これは、社会で活躍している卒業生が講話を行い、将来の進路や職業観を養っていくことを目的にしているプログラムである。これらの目標に加えて、社会で働き始めてからさまざまな苦労を重ねていること、仕事を通して多くの人びとに支えてもらってきたことなどは、生徒にとって「働くこと」を多面的に考える教材にもなりうると考えられた⁴⁾。

以上から、次のようなポイントを踏まえて教材化していくことを確認した：

- ・働くことは、人間らしく生活する機会で、誰にでも認められるものである
- ・働くことは、たとえば家族での育児や介護などと両立されるべきものである
- ・働くことは、自分の夢を叶えるための機会になる
- ・働くことを通して、さまざまな人びととの関係を作り、社会の一員になることが出来る

教材を設定するうえで、たとえば生徒にとって身近なのは学歴別就業者の離職状況が検討された(図1)。これは中学校・高等学校・大学の卒業後1年～3年の間にどれくらいが離職するかを示すものだが、「行政機関やマスコミが提示する際には『若年者は仕事が長続きしない』という文脈で用いられるため、適切な理解につながるだろうか」あるいは「生徒にとって中高を卒業後就職する経験は身近に感じられるだろうか」等の指摘がなされた。



(資料出所)厚生労働省職業安定業務統計

図1 学歴別就業者の離職状況

だが、働くことがさまざまな人びとと関わりながら社会参加することと同様、働きつづけるためにもさまざまな人びととの関係が必要である、という点を強調することで目標に沿った教材になると考えた。いいかえれば、生徒に考えさせる方向を明確化することで、授業のねらいに沿った教材になりうる。これに付随する説明や発問を検討していくこととした。

また、単に講義を聞くのではなく、途中で生徒同士が話し合う機会を設ける他、発問に対してマイクを向けて発表してもらうといった展開を図ることとした。

以上をもとに筆者が授業案と当日配布資料を作成し、打合せを重ねていった⁵⁾。また事前学習では、筆者が大学の授業で用いたことのあるネットカフェ難民を扱ったテレビのドキュメント番組のVTRを追高で視聴・検討してもらうこととなった。検討の中では、生徒たちと年齢の変わらない若者のインタビューを中心に事前学習の教材とする案を提案し、追高の教職員で視聴・検討した結果、全部を視聴して感想を書いてもらうこととなった。

2. 実践

(1) 事前学習

すでに夏休み前の宿題として、追高1年生へ「働くこと」を中心にレポートを書いてもらっていた。これを踏まえ、1年生10クラスのHRを使ってDVD「ネットカフェ難民」を視聴してもらい、その後感想を書いてもらうなど、テーマについて関心を持たせ、考える準備が進められた。生徒の提出したレポート等を事前に大学教員も目を通して全体での講義の準備を行った。

(2) 人権教育

10クラス約130名を大学の講義室に集合してもらい、授業「働くことから人権を考えてみよう」を筆者が講師で行った(以下、講師)。時間は、45分2コマを用いた。生徒たちはクラスごとに着席してもらい、担任が資料配布や机間巡視など協力してもらった。

まず、導入として事前学習で視聴したVTRの一部を放映し、「働くことが誰にでも平等であるか」と講師から発問をし、人権としての意味づけを再確認した。また、プリントの空欄を埋めてもらう発問を行いつつ、講師が生徒にマイクを向けながら授業内容へ注目させ、今日のポイントについて板書を行った。

次に、若年者離職を取り上げた。プリントのグラフ(図1、前掲)をスクリーンでも大きく映し出して、次の問いかけを発問し、約3分何人かで話し合うよう指示した:

- ・同じ世代の友達が少ないと、職場で悩みを聞いてもらい理解してもらえる相手も少ないのではないだろうか?
- ・もしもあなたが、すでに働いている友達の話を聞いてあげることができたら、仕事をやめようと思っている友達はどうだっただろうか?

生徒たちは前後左右で話し合いを始めた。途中脱線をしそうな生徒に担任たちから促してもらった。講師はiPadでプレゼンテーションのタイマーのアプリをスクリーンに映して、時間を意識させた。その後講師が発表を促し、生徒に挙手させて教室をまわりマイクを向け発表してもらった。複数名から発表させた後まとめとして、働きつづけることは、お金のためだけでなく自分の夢をかなえる機会でもあること、そして、働き続けるうえで周りの協力が必要であることを確認した。

一旦休憩をとったのち、次に大学の卒業生の事例を2例あげた。なお事例は、複数の卒業生の事例をもとにプライバシーに配慮して授業内容に即して加工し作成したものをを用いた。それぞれを読み上げ、関心のあったところにマークさせた。

事例1は、希望する職に就いたが雇用身分が異なるため職務上のコミュニケーションがはかれな

かっただめに離職せざるを得なかったというものである。生徒たちに仕事のイメージがもてない可能性もあるため、途中解説も加えた。またパートタイムとフルタイムの雇用身分の違いなども補足説明を行った。

事例2は、ある女性が希望する一般企業に勤めたが、男性がほとんどの職場の中で健康面に対する配慮を十分得られずに健康を害して休職、のち離職せざるを得なかったというものである。雇用環境における男女の違いが大きな意味を持っていることについて補足説明を加えた。

これらを読み上げたのち、人間らしく働くということが事例から雇用環境によって大きな影響を受けていることを示した。

最後にまとめとして、以下の2点を読み上げ、穴埋めの文章に語句を入れてプリントを完成させるようにさせた：

①働くことの多様な意味があるが、「人間らしく」働くということが「人と関わり社会参加する」機会である。

②働き続けることとは人と関わる事であり、男女や雇用身分の違いを理解・尊重することで成り立っている。したがって普段の学校生活でも、どれだけ互いを尊重し合うことができるかが、人権について学ぶ機会になっている。

(3) 事後学習

追高にてそれぞれ HR の時間を使って振り返りを行い、まとめに取り組んでもらった。事後、生徒たちのまとめレポートを閲覧した。

3. 考察

今回、生徒たちが人権について身近にとらえ理解することをねらいに授業づくりを進めたことは、筆者だけでなく追高・社会学部教員にとって様々な刺激となった。事後反省会を行うことができないままであるが、数点に絞る筆者なりの反省と考察を試み、今後の教育実践に向けた示唆を得ることとしたい。

(1) 人権教育の意義

第一に、筆者にとって「人権を学ぶこと」の意義を振り返る機会となった。自分が授業を受ける側であったとき、小・中学校の人権教育で扱われたテーマは同和問題や障害者の差別であった。しかし、当時の筆者にとってこれらは身近でありながら気づいていないものであり、「いけないことで、なくすべき」という結論があらかじめ与えられている内容でしかなかったように思われる。その後大学で社会福祉を学ぶことを通して、社会的に不利益な状態におかれている人びとを知り、かれらと実際に関わることを通して、初めて不利益な状態におかれていることを人権としてとらえ直

すことができるようになったと考える。すると、今回追高の人権教育を受けた生徒たちにとって、人権が身近でも気づいていないことを通して学んでも、気づき、わかる段階に至るまでには少し時間がかかるのだらうと思われる。つまり学校で行える人権教育は、他教科目における学びと同様、そのまま理解につながるというより「きっかけ」だといえる。

ではその「きっかけ」に求められることはどういうものだろうか。準備の打合せで追高の教員から紹介されたが、同和問題や在日外国人への差別は生徒が身近にとらえられずマンネリ感をもって受け止められる。生徒の目線にたつ時、日常生活でどのような人権に関わる経験をし、それぞれの家庭環境や居住地域などの背景の中でどう解釈され受け止められているかには、各々の違いがある。

たとえば、ひとり親家庭など家族構成が多様化し、また虐待経験・身近な者のいじめや死などの経験を有する学習者に対して、自身が否定的にこれを理解しているなら、授業という場で扱われること自体がかねらの傷つきやすさに触れてしまう(古川2003)。逆に経験をある程度自らの中で昇華・納得している場合は、授業に対しての意欲にも機能することもありうる。もしも、生徒の経験を把握しながら教育計画へ反映させることができたとしたら、生徒の内面の理解を促す「きっかけ」として有効だろう。これは、理解につなげるタイミングとしての「きっかけ」としての意義であるが、だが実際には学校組織の運営上難しく、適切な環境設定と動機づけにもとづいて実施しなければならないだろう。

このため、個別の人権に関わる経験を、より広い認識や意味づけで生徒がとらえることができるようになる機会としての人権教育の意義が求められる。生徒一人ひとりの有する人権に関わる個人的な経験を、これまでより幅広く、かつ多面的に理解できることへつながる「きっかけ」として、学校での人権教育が担う役割が見出せるのではないかと考えた。

また「人権を学ぶこと」は筆者自身が専門で担当する社会福祉に深く関わっている。今回の経験は、一足飛びに高等学校における福祉教育としてでなく、個別性の尊重やそれぞれの人の幸福追求など、社会的なコンセンサスにつながる内容に関わる教育実践の機会でもあった。

権利を侵害された状態から人権を提示するということは、社会的な異議申立と同じ構成である。いいかえれば、異議申立することによって規範的な価値の優位性と正当性を主張し、利害関係者やとりまく社会環境へ対峙するあり方といえるだろうか。しかしこれは異なる意見を批判し対決することになり、現実社会における立場や個性の違いを受け入れないことにつながってしまう。したがって、権利を侵害された状態のみをとりあげるのではなく、如何に多様性を受け入れることが出来るかという「寛容 (tolerance)」およびそのための関係を、主題とともに示していく必要がある。そのための手立てやあり方については、引き続き考えていかなければならない。

(2) 学習者の理解を促す教育

第二に、学習者の理解について、より一層深く考える機会となった。教材でいうなら、まず教育すべき要素の典型性を表現しているか、また誤解なく理解できるかという原則がある。ここからみると後者に関わるものだが、生徒が身近に経験することに教材を求めると、その身近さゆえに何らかの先入観とぶつからざるを得ない。あるいは、誰もが知っていることに求めると、それが扱われる社会的文脈や価値観を配慮しなければならない。けれども、生徒にとって確かな理解を促すために、いかなる工夫が可能であるかは、まさに授業を考えていく柱であり、学習活動を通して気づかせるような「間接的表現」による提示と、生徒が自ら気づいていく仕掛けを構成するような教授行為の工夫が欠かせないのではないかと考えた。

与えられた答えを鵜呑みにするのでは、手応えをもって確かな理解につながるような学びとはなリエまい。だとすれば、教育プログラムの計画や毎回の授業が生徒による主体的な学習活動を中心に構成されるべきであり、教授行為も、これら学習者の変化を引き出すような形で検討されなければ目的に適うものにならないだろう。

いいかえると教員として、教育内容に対する知見を深めることだけでなく、学習者に対するより深い観察と理解を伴わなければ、十分な教育につながっていかないという反省につながる。教育活動にかかる研修の重要性はいうまでもないが、教員として学習者を理解し、学習者に応じて働きかけるための訓練や研修の機会を、更に意識することになった。

さらにいえば、学習者が教育内容についてどのように理解していくか、いかなる理解が望ましいと考えるかということの重要性を再認識する機会でもあった。これは、学校教育における教員個々の教育実践の努力だけでなく、学年や学部・学科などにおける人材育成に対する意見交換とコンセンサスの構築の重要性にもつながる。目まぐるしく変わる今日の学校教育は、ともすると学習や教育活動の質よりも成果を重視しがちだ。しかし成果とは、学校の教育課程を終えてからみえてくるものであろうし、一部分にのみ限定して学習者へ働きかけることを検討するのは、学習者自身が主体的に変化していく可能性へ目を向けないことでもあり、極端に言えば成長をあきらめることでしかない。教育組織に所属し、教育活動に従事する者として、このような可能性をあきらめない立場を再認識する機会にもなったといえる。

おわりに

教育実践を振り返ることは、よりよい教育活動を目指すために不可欠な段階である。とりわけ、変化の著しい年代の学習者に関わる高等学校や大学が、一つの教育プログラムについて取り組み、それを振り返る機会を持つことは、不可欠な営みであるといえる。

今回の教育活動は、追高と社会学部の教員グループによって取り組まれた。筆者のみの検討や高

私は限定的かもしれないが、さらに質の高い教育として、学習者のより確かな理解を紡ぎ出すための働きかけへつなげていけるよう、今後も努力を重ねたい。

最後に、今回ご一緒に取り組んだ先生方、生徒諸氏へ記して感謝を申し上げたい。

註

- 1) 学部教育のカリキュラムや募集・卒業時点の到達については、中央教育審議会答申から「学士力」が強調されるようになった。アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーの「三つのポリシー」の策定と実体化を図ろうとしている。しかし教育方法について何等の訓練も受けてこなかった大学教員が、シラバスを精緻に準備して授業計画を公表しても、これを実体化する方法が伴わなければ、形式的なものにとどまってしまうのではないかというのが筆者の認識である。授業案を作成・実施するには、学習者たる学生への認識や到達度をしっかり観察し、授業を通して獲得するものや学習内容および到達の程度などを構造的に考えることが不可欠だからである。
以上の問題認識をもとに、本論で報告する教育実践が成り立ち、後段の考察が進められていることをまず断っておきたい。
- 2) 人権教育のテーマとして「働くこと」を設定することは、法規範として労働権を中心に教材化することも考えられるが、しかし難しいという意見も出された。したがって、今回のように働くことを「人間らしく生きること」という目的にむけて位置付けるといことは、自由や平等など（及びこれが侵される状況としての差別も含む）伝統的な人権への認識というより、幸福追求権あるいは生存権・居住権など社会的な人権の認識から導かれると考えられる。同時に、人間らしさも議論の余地があるが、ここで筆者はハンナ・アレント（Hannah Arendt）『人間の条件』を念頭においた。
- 3) 2013年度「福祉の諸問題 A」では外国人労働者やネットカフェ難民、高齢ホームレス等を、2014年度「現代社会の諸問題 B」ではネットカフェ難民、若年無業者などをとりあげた。
- 4) 生徒が働くことを考える上では「将来を考える日」以外に、法人の卒業生の記事からなる『追手門学院の履歴書』も参考になると考えられた。
- 5) プリントは、追高で配布される資料の体裁と揃えることとし、生徒たちが当日に書き込んで完成させる形式とした（資料1）。

参考文献・資料

- ・NHK スペシャル『ワーキングプア』取材班編（2010）『ワーキングプア 日本を蝕む病』ポプラ社
- ・門脇厚司（2010）『社会力を育てる』岩波書店〔新書版〕
- ・菊池一文監修、全日本手をつなぐ育成会（2013）『「働く」の教科書』中央法規
- ・櫛田佳代（2004）『ビッグイシューと陽気なホームレスの復活戦』BKC
- ・佐伯 胖（1975）『「学び」の構造』東洋館出版社
- ・中野麻美（2006）『労働ダンピング』岩波書店〔新書版〕
- ・野村正實（1997）『雇用不安』岩波書店〔新書版〕
- ・古川隆司（2003）「学生の傷つきやすさとソーシャルワーク教育」日本社会福祉学会第51回大会報告要旨
- ・古川隆司（2009）「支援を要する学生へのソーシャルワークと学生相談への示唆」日本学生支援機構、大学と学生平成21年7月号（通巻第69号）、25-34頁
- ・正岡寛司・藤見順子・嶋崎尚子・西野理子編（1997）『大学卒業、そしてそれから-「からだ・こころ・つながりの発達研究」報告書-』早稲田大学人間総合研究センター
- ・ハンナ・アレント、志水速雄訳（1994）『人間の条件』筑摩書房〔ちくま学芸文庫版〕
- ・「授業づくりネットワーク」学事出版

資料 1

働くことから人権を考えてみよう

1. 働くことに対して、誰もが平等であるだろうか？

(1) “マタハラ”をめぐって

- ・女性の出産や妊娠に関わるいやがらせ
- ・東京都議会で女性議員に対する男性議員からの野次

→男女の平等はちゃんと守られているだろうか？

(2) ブラック企業、ブラックバイト

- ・せっかく勤めた会社も、残業が当たり前で過労死
- ・バイト先は雇用条件が求人票と全く違った。辞めようにも「次を探すまでやめさせない」と
→安心して働ける条件のはずなのに？

※働くことから人権を考えてみよう※

①働くことは「お金を稼ぐこと」だけだろうか？

- ・事前学習のDVD「ネットカフェ難民」で取材に応じた若者から出てこなかった言葉は？

< 友達、将来の夢 >

②人間らしく、自分の夢を実現するためには？

- ・働くことが「人間らしく生きること」ということは？

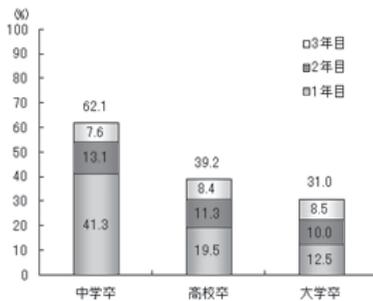
< 誰かの支えや人のつながり >

<今日のポイント> ←「働くこと」と「人間らしく生きる」の関係を考え書き込ませる

2. いま、就職したがやむなく退職する若者が増えている

(1) 実態はどうなっているのか？

①学歴別・年別の退職者割合



(資料出所)厚生労働省職業安定業務統計

それぞれ卒業後勤めた年数別の退職者割合

→□同じ世代の友達が少ないほど悩みを理解してもらえる相手は少ないのでは？

→□もしあなたが働いている友達の話を理解してあげられたらどうだっただろう？

何人かで話し合ってみよう

(2) 先輩たちの事例から考えよう

1) カウンセラーを目指したけれど

A君は、大学4年のときカウンセラーをめざして大学院に進学、無事修了しました。希望する仕事はみつかりませんが、パートで相談所に勤めました。しかし相談について対応の助言が欲しくても、正職員の先輩たちは忙しく、他の相談員もパートなのでなかなか時間がありません。だんだん落ち込むことが増えたAさんは体調を崩し、希望の仕事内容だったのに続けられなくなりました。

2) 企業に勤めたけれど

Bさんは念願になって中堅の広告代理店に就職しました。しかし、昼間は撮影や取材・夜もデータ整理するなど不規則な仕事でした。半年経ったころから生理不順や不眠など体調がおかしくなりました。男性の多い職場のなかで、女性であるBさんの健康面を理解してもらえず、人間関係に悩み、結局退職せざるを得ませんでした。その後、仕事をする気力がなくなり家から出られなくなりました。

(3) 事例から考える「人間らしく」働くということ

※説明したうえでポイントを文章にしよう

- ・「雇用身分が違うために関係が作れない」から…
- ・「男女の違いがうまくわかってもらえない」から…

まとめ

- (1) 働くことは、①収入を得ること、② 自分の夢を叶えること など様々な面がある。
その中で「人間らしく」働くことは 人と関わり社会参加すること につながる。
- (2) 働くために求められることは様々あり、これから学んでいくことも多い。しかし、働き続けることが 人と関わる事 であり、お互いを理解・尊重すること が重要。